

# 白井市青少年相談員連絡協議会活動事業補助金交付要綱

所管課

生涯学習課

## 1 補助金の名称

青少年相談員連絡協議会活動事業補助金

## 2 補助金交付の目的

白井市の青少年の健全育成に資するため。

## 3 用語の定義

「白井市青少年相談員連絡協議会」とは、白井市の青少年の健全育成に資するため、千葉県及び市の委嘱を受けた白井市青少年相談員が相互の連絡調整及び青少年の健全育成に資する事業を展開するための組織をいう。

## 4 補助対象

白井市青少年相談員連絡協議会

## 5 補助対象経費

別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

別紙に定める経費

## 6 補助額（率）

別紙に定める補助率

## 7 予算の範囲

当初予算の範囲内

## 8 施行日

昭和42年頃

## 9 補助金の終期

平成35年3月31日

## 10 改正履歴

## 別紙

補助対象事業	補助対象経費	補助率
①白井市青少年相談員連絡協議会が行う 青少年健全育成事業 ②白井市青少年相談員の資質向上のための 研修事業 ③白井市青少年相談員連絡協議会が行う 連絡調整会議 ④千葉県・印旛郡市・印西地区等において 開催される会議及び青少年の健全育成に 資する事業への参加	左記補助対象事業の実施に要する経費。 ただし、補助対象事業の実施に要する経費のうち、下記の経費を除いた額とする。	10/10 補助金の額は58万円を限度とする。

補助対象外経費			
1	食糧費	茶菓代	1人当たり180円を超える額
		昼食代等	1人当たり600円を超える額
2	反省会等に係る懇親会費		
3	団体構成員に対する報酬、謝礼等人件費		
4	交際費		
5	慶弔費		
6	視察研修に係る宿泊費		
7	視察研修に係る現地活動費で次の積算による額を超える額 宿泊を伴う場合 1人2,600円		
8	協賛者接待費		